

出所者の生活保護通知改正

「たらい回し解消を」

刑務所の出所者が受ける生活保護の実施責任を巡って、相次いでいた自治体間の「たらい回し」。厚生労働省の通知が半世紀ぶりに改正され、出所者が申請した自治体が責任を負うことになり、ようやく解消につながる。これまで出所者を支援する団体の職員らは自治体の都合に振り回され、混乱してきた。現場の実態は――。

【牧野宏美、写真も】

「やはり実施責任は刑務所 迫っていたからだ。所所在地のA市にある。う 女性は生活保護を受けてちは断る」。約2年前、西 母と2人で暮らしていた日本のあるセンター職員は、約5年前に母が死んでくせんとした。支援を予 生活苦からコンビニなどで定していた知的障害の40代 万引きを繰り返してA市の女性の出所まであと10日に 刑務所で2度目の服役中だ



通知改正前、刑務所の所在地以外の自治体で生活保護が認められた男性。「支援者や自治体の柔軟な対応で生き延びることができた」と話す。大阪府内で8月

支援者、混乱回避へ期待

逮捕されるまで暮らしていた別の都道府県のB市に戻ること希望していたが、帰る家はない。保護観察所などと支援チームを組み、通知を根拠にA市に生活保護を申請しようとする。と拒否された。そこでB市に相談すると、担当者は「受け入れ施設があれば保護してもらい」と回答。ところが、B市は出所直前になって「上層部の指示」を理由に断った。

支援チームは緊急措置で女性をB市と同じ県内のC市の精神科病院に入院させ、病院のケースワーカーがC市に相談、結局C市が保護することになった。女性は今、ケアホームに入所し、成年後見人もついた。職員は「改正通知がだいぶ周知され、混乱は減ってきた。ただイレギュラーなケースはどうしても出てくる。自治体がそれぞれどう対応してくれるのか」と話す。支援者側も知恵を絞って

いる。関西の刑務所で服役のアルバイトで、一人暮らし中に、病気で失明した身寄りを始めた。「出所したら自決しよう」と思っていた。自決しなかった。長年支援者から「お前さん、お前さん、お前さん」と言われてきた。支援者の一人は「今入れ施設を戻す、出所日」にその施設で一泊させた。「居住」実態をつくり、施設のある自治体に生活保護を申請し、認められた。男性は今月から施設近く

自治体も意識改革必要

厚生労働省が出所者に対する生活保護の実施責任について通知の一部を改正した。その背景には、自治体間のトラブルに加え、「たらい回し」で支援が滞った経験がある地域生活定着支援センターなどからの切実な要望がある。改正で一定の効果は期待できるが、自治体にはその趣旨を十分に理解した運用が求められる。

同センターでは対象者の生活保護受給や障害者手帳の取得の手続きを行い、介護など必要なサービスが受けられるようにする。中でも生活保護は所持金がほとんどない出所者の社会復帰に必要不可欠で、実施責任

【牧野宏美】